

伊方町議会第 8 5 回定例会に係る一般質問通告内容

質問者	質問の大綱	質問の相手
清家慎太郎 議員	1 学校行事における安全管理体制について	教育長
質問の要旨		
今年 3 月 16 日、沖縄県辺野古沖で抗議船転覆事故により 17 歳の女子高生の命が失われ、5 月 6 日には磐越道でレンタカーのマイクロバス事故により部活動遠征中の男子高生の命が失われました。 いずれも杜撰極まりない安全管理により、骨折など重症者を含み、多数の生徒が負傷いたしました。 限りない未来への可能性を秘めたこどもの生命が失われたり、心身の健全状態が危険にさらされることは被害者本人やご家族にとって大きな怒りと悲しみを伴うものであり、杜撰な安全管理による事故や偏った思想の押しつけによる偏向教育は決して許されるものではありません。 それぞれの事故についてそれぞれ少し振り返りますと、まず辺野古沖転覆事故については、地元の漁協支部長によりますと、うねりが凄かったという危険な状態の中出航し、航行途中にはスピードを上げて海保と並走するなど危険な航行を行い、結果高波に煽られ 1 隻が転覆、それを助けに向かったもう 1 隻も転覆し、後に転覆した抗議船に乗船していた女子高生が命を落とし、それ以外の 15 名も骨折などの重傷を含むけがを負うという大惨事でありました。 文科省の調査結果等により、この事故での学校側の安全管理の欠如事項としましては、 ・高校による事前下見が行われていない。これにより幅 40 cm ほどの防波堤の上を数十メートル歩かされ、船着き場ではなく危険な護岸からの乗船だったこと、遊覧船等ではなく基地建設反対の抗議活動に使う抗議船だったことなどが把握ができず、もちろん生徒や保護者にも事前説明が行われていなかった。 ・また引率教員は 2 隻の船に対し 1 名しか配置されず、その引率教員も体調不良と乗り物酔い体質という理由で乗船しなかった。 ・ライフジャケットの装着の事前指導をしていなかった。 ・牧師が船長を務める船ならば安全という、何の根拠も無い信頼感を抱き安全確認を怠った。 ・当日の波浪注意報など気象状況を確認せず、また悪天候時の代案も事前に決めていなかった。 など、安全管理・確保の取り組みが著しく不適切だった、というものでした。 また、運行団体の安全管理の欠如事項としては、 ・海上運送法上の事業無登録運行。 ・乗員名簿、運行管理規定、出航判断基準、救助要請用無線設備が無い。 ・波浪注意報が発令されており、さらに海保の注意喚起があったという危険な状		

況にも関わらず出航した。

- ・ライフジャケットの着用指導を十分行っていなかった。
- ・船員ではなく生徒が救助要請を行わざるを得なかった。

等が挙げられており、人の命を預かるという重みが全く分かっていないかのような杜撰な安全管理であったようです。

もう1つの痛ましい事故、磐越道マイクロバス事故は、練習試合に向かっていた高校のソフトテニス部員を乗せたレンタカーのマイクロバスが道路脇のガードレールに突っ込み1人の生徒が命を落とし、後続車を含めると骨折などの重傷を含む26名が負傷したというもう1つの大惨事でありました。

この事故については未だ不明点が多いですが、学校側の落ち度としては、営業用バスを手配したという主張通りなら、運行実態の確認不足であり、また教員が同乗していないため生徒が命の危険を感じるほど危険な運転状態の中にあっても、学校側が車両を停止できる体制が取れていなかったことが現時点で挙げられています。

ドライバーの落ち度としては人の命を預かり安全に運転する技術が無かった、ということに尽きると思われます。

いずれの事故もほぼ人災であり、こどもは国にとってもまちにとっても大事な宝物であり、その無限の可能性を秘めた児童生徒の命を奪い、生き残った生徒たちにも身体的な傷と、一生消えないであろう心の傷を負わせてしまうという、杜撰な安全管理による事故は決して繰り返してはならないものであります。

そして、心の健全状態を損ないかねないという点では辺野古事故の当事者である高校の、教育基本法第14条第2項政治活動の禁止違反が挙げられます。

文科省の調査によりますと、公共用地でのテントや看板の違法設置の指摘がある辺野古テント村訪問、抗議船に乗船しての見学のプログラム化、研修旅行冒頭の辺野古への移設工事反対の抗議活動の説明、2015年から4年間工事妨害の座り込みのお願い文書掲載等、について、それらを総合的に勘案すれば政治的活動を禁じる教育基本法第14条第2項に反すると考えられ是正を図る必要があるということであります。

直近では死亡事故のあった2026年3月の研修旅行の初日の開会礼拝のメッセージにおいて抗議活動家は、「ここから入ったら法令違反というエリアがあるが、あえて入って抗議します。当然海上保安庁に拘束されます。」という旨の発言があったということが文科省の調査結果として公開されております。

抗議活動家による、私たちは違法行為をあえてやっています、という講演を学校によりプログラム化され、偏った思想を押しつけられるという心の健全状態を損なわせる行為から児童生徒を守らなければなりません。

これら2つの事故のように、杜撰な安全管理や偏った思想の押しつけで児童生徒の心身の健全状態を損なわせないため、町においても管轄の学校の安全管理を今一度再確認すべきであると考えます。

そこで質問といたしまして、

1 つ目、町内小中学校の児童生徒の通学や学校行事等における移動手段は安全が確保されているか。

2 つ目、教育基本法第 14 条第 2 項違反の偏向教育は行われていないか。

以上 2 点について質問いたします。